



広 報 資 料

令和4年1月18日
午前10時10分発表

問い合わせ先
稚内海上保安部

次長 山中 亮

Tel. 0162-22-0118

令和3年における海上犯罪送致状況について

令和3年における稚内海上保安部の海上犯罪送致件数は13件（8名）となりました。

法令別内訳

1 刑法犯

刑法犯の送致件数は1件（前年0件）であり、内容は、令和2年10月16日に発生した、礼文島香深沖の沿岸部に貨物船が乗揚げた海難に関し、業務上過失往来危険で送致しております。

2 漁業関係法令違反

漁業関係法令違反の送致件数は6件（前年1件）で、前年から5件増加となりました。

内容は、非漁業者による「貝類」の不法採捕であり、漁業法違反（漁業権侵害）、北海道漁業調整規則違反（遊漁者等の漁具又は漁法の制限違反）で送致しております。

3 環境関係法令違反

環境関係法令違反の送致件数は3件（前年7件）で、前年から4件減少となりました。

内容は、一般人による家庭ごみの不法投棄等であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反（一般廃棄物の不法投棄、不法焼却及び投棄未遂）で送致しております。

4 海事関係法令違反

海事関係法令違反の送致件数は3件（前年0件）であり、船員法違反（法定書類の不記載）、船舶安全法違反（最大搭載人員の超過）となっております。